

流山市上下水道料金徴収等業務委託 プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、流山市上下水道局（以下「委託者」という。）が委託する流山市上下水道料金徴収等の業務における事業の効率化及び利用者のサービス等のより一層の向上を図るため、検針業務及び収納業務等を行い得る能力を有する民間事業者の中から、最も優れた能力等を有する者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により最も有用なものを特定するための必要な事項を定めるものである。

（業務委託の名称）

第2条 業務委託の名称は、「流山市上下水道料金徴収等業務委託」（以下「業務委託」という。）とする。

（業務の範囲及び内容）

第3条 流山市上下水道料金徴収等業務委託水準書（以下「水準書」という。）のとおりとする。ただし、受託候補者決定後の協議により業務の範囲及び内容が変更となる場合がある。

（委託金額の上限）

第4条 委託期間における委託金額の上限は、845,670千円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

（委託期間）

第5条 業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和13年3月31日までとする。なお、契約締結の翌日から令和8年3月31日までの期間は、準備期間とし、現在業務委託を受託している者の事務引継ぎ、人材の確保及び従業員の研修、及び電算システムの構築等を行うものとし、その費用については、受託者の負担とする。

（プロポーザルの応募資格要件）

第6条 プロポーザルに応募できる者は、次のとおりとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当しない者であるこ

と。

ア この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間において、市長から指名停止を受けている者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者

ウ 本公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者

エ 本公告日現在、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与している者。

また、同法第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

（2）過去10年以内に、給水人口20万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務及び収納業務（滞納整理業務を含む）並びに電子計算処理業務を一括して受託し、かつ3年以上継続して受託している実績があること。

(プロポーザル実施スケジュール)

第7条 プロポーザル実施のスケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	日時、期限又は期間
公告 (参加表明書受付開始)	令和7年7月2日(水) 市掲示板及びホームページへの掲載
質疑提出期限	令和7年7月15日(火)正午まで
回答(HPにて)	令和7年7月22日(火)
参加表明書受付締切	令和7年8月1日(金)正午まで
参加表明事業者の参加認定 参加資格認定通知	令和7年8月上旬
企画提案書に必要な資料の 閲覧	令和7年8月7日(木) ～令和7年8月21日(木)
企画提案書、見積書等提出 期限	令和7年8月22日(金)正午まで
プレゼンテーション審査日	令和7年8月28日(木)
受託候補者の決定及びプレ ゼンテーション結果通知	令和7年9月上旬
契約内容の詳細協議	令和7年9月中旬
契約締結	令和7年10月上旬

(質問の受付等)

第8条 本実施要領、水準書及びその他本業務委託に関する質問は、会社名、担当者名、連絡先を明らかにした上で、質問書(第1号様式)により、次のとおり郵送(期日内に必着)又はメールにより提出すること。

なお、質問回数は1回限りとし、口頭による質問や受付期間後の質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和7年7月2日(水)から
令和7年7月15日(火)正午まで

(2) 提出先 流山市上下水道局経營業務課

(3) メールアドレス suido@city.nagareyama.chiba.jp

(4) 質問書を郵送又はメールで提出した場合、その到着を確認すること。

2 質問に対する回答は次のとおりとする。

(1) 公表 令和7年7月22日(火)までに公表

(2) 方法 流山市上下水道局ホームページ

(3) その他 回答は、質問事項に対する回答とし、事業者名は公表しない。また、回答により、事業者選定に公平性を損なうと判断した場合は、質問に対する回答を行わない。また、回答は本業務の仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(プロポーザルの参加申請)

第9条 プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を正本1部及び副本7部を提出すること。

なお、会社概要関係書類については、サイズはA4版縦長横書き左綴じとし、図表等でA3版を使用する場合は、A4版に折り綴じとすること。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書(第2号様式)

イ 実績調書(第3号様式)

※ 受託契約書写しを添付(給水人口が記載されているもの)

ウ 会社概要関係書類

(ア) 会社概要(業務内容がわかる会社のパンフレット等)

(イ) 商業登記簿謄本

(ウ) 納税証明書(直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書)

(エ) 直近1年間の流山市税の納税証明書(流山市内に事業所がある場合のみ)

(オ) 定款の写し

(カ) 財務諸表(直近2期分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書が確認できるもの)

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金）正午まで（厳守）

（３）提出方法

流山市上下水道局経營業務課へ持参（郵送不可）すること。

（プロポーザル参加資格の審査及び認定）

第 10 条 参加申込者から提出された書類をもとに、流山市上下水道料金徴収等業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という）が審査を行う。

なお、参加申込者から提出された書類で資格審査ができない場合、審査委員会は期限を決めて書類の追加を求める場合がある。

（参加資格結果通知）

第 11 条 審査した結果は、プロポーザル参加申請者に対し、「参加資格結果通知書」（第 4 号様式）により通知するものとする。

（企画提案書の提出）

第 12 条 前条の規定によりプロポーザルの参加資格を認められた者は、次のとおり企画提案書及び見積書を提出すること。

（１）提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（第 5 号様式）正本 1 部、副本 7 部

イ 見積書（第 6 号様式）

（２）企画提案書の作成

企画提案書は、別添「流山市上下水道料金徴収等業務委託企画提案書作成要領」を参照し、作成すること。

（３）見積書の作成方法

ア 見積書は、第 6 号様式を用いて作成すること。

イ 見積書に記載する金額は、消費税抜きの金額とし、委託金額の上限以下の金額を記載すること。

ウ 見積書に記載する金額の内訳を添付すること。なお、内訳書は任意様式とする。

エ 見積書は、厳重に封緘し提出すること。

（４）提出期限

令和 7 年 8 月 22 日（金）正午まで（厳守）

(5) 提出方法

流山市上下水道局経營業務課へ持参（郵送不可）すること。

(6) 提案書の作成及びプレゼンテーションに要する経費は、参加者の負担とする。

(企画提案書類に必要な資料の閲覧)

第 1 3 条 企画提案書類及び見積書の作成のため、必要に応じて資料の閲覧ができるものとする。ただし、個人情報等の記載のあるものについては、閲覧はできないものとする。

(1) 閲覧期間等

ア 期間 令和 7 年 8 月 7 日（木）から令和 7 年 8 月 2 1 日（木）（土、日、祝日を除く）

イ 時間 9 時から 1 7 時まで（1 2 時から 1 3 時までの間を除く。）

ウ 場所 流山市上下水道局経營業務課窓口

エ その他

閲覧をできる者は、本要領第 6 条の応募資格を満たしている者とし、閲覧を希望する者は、事前に経營業務課に連絡し、閲覧日を決定すること。

(企画提案書の取扱い)

第 1 4 条 提出された企画提案書は、次のとおり扱うものとする。

(1) 企画提案書は、事業者審査の目的以外には使用しない。

(2) 提出された企画提案書類は、返却しない。

(3) 提出書類の差し替えは一切認めない。

(4) 企画提案書の著作権は、プロポーザル参加申請者に属するものとする。ただし、採用された企画提案書については、公表等で委託者が必要と認める場合は、受託者の承諾を得て全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(5) 企画提案書に含まれる特許権、実用新案、意匠及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用するものの責任については、原則としてプロポーザル参加申請者が負うものとする。

る。

（審査対象外事項）

第15条 次のいずれかに該当する提出書類については、無効とし審査の対象外とする。

（1）企画提案書及び提案見積書に記名押印のないもの。

（2）1つの提案事項に対して、複数の企画提案を行った場合

（3）同一事項に対して、二通り以上の書類が提出された場合

（4）共同企業体で作成し提出した書類。

（プロポーザル参加の辞退）

第16条 プロポーザル参加を辞退する者は、プレゼンテーション実施日の前日17時までにプロポーザル参加辞退届（第7号様式）を流山市上下水道局経營業務課に提出するものとする。

2 プロポーザル参加辞退届の提出方法は、持参又は郵送（期日内に必着）とするが、提出前に必ず電話連絡をすることとする。

（プロポーザルの審査）

第17条 プロポーザルにかかる審査は、次のとおり行う。

（1）審査（参加資格、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑）は審査委員会が行う。

（2）プレゼンテーションの日時は、次のとおりとする。

ア 実施日 令和7年8月28日（木）

※ 時間については、企画提案書の提出があった順とし、後日連絡するものとする。

イ 場所 流山市上下水道局 3階大会議室

（3）企画提案書を提出した事業者（以下「提案事業者」という）は、次のとおりプレゼンテーションを行う。

ア プレゼンテーションの時間は、各提案事業者毎に20分とし、終了後概ね20分程度、企画提案書を含む提案内容について、審査委員会委員による質疑を行う。

イ プレゼンテーションに出席できる人数は、最大5名までとする。

ウ プレゼンテーションでは、企画提案書の内容にない新た

な提案はしないこと。

エ プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは、委託者で貸与するため、必要な場合は事前に申し出ること。その他の機器（パソコン等）については、提案事業者が準備すること。

（４）提案事業者が１社のみであった場合でも審査を行うこととする。

（プロポーザルの審査基準及び採点）

第１８条 プロポーザルに係る審査は、企画提案書において提案されている業務についての理解度、説明能力、各業務のお客様サービスの向上、業務効率の向上の推進方法の適格性を基準とする。

２ 審査基準は、別添「流山市上下水道料金徴収等業務委託に係るプロポーザル審査基準要領」に基づき、審査委員会の各委員が採点を行うものとする。

３ 審査委員会の委員それぞれの採点結果の平均値を提案事業者の得点とする。小数点以下の端数があるときは、小数点第２を四捨五入する。

４ 提案事業者の総合評価点が、６７点未満の場合は、落選とする。

（受託候補者の決定）

第１９条 提案事業者のうち、得点が最も高い者を受託候補者と決定する。なお、得点が同点の場合は、見積書の金額が低い者とする。

２ 提案事業者が１社の場合であっても、前条第４項の規定に該当しない場合は、受託候補者とする。

（審査結果の通知）

第２０条 受託候補者決定後速やかに審査結果をプロポーザル参加者に書面で通知する。

２ 受託候補者と決定した業者には、プロポーザル審査結果通知書（第８号様式）により通知するものとする。

3 受託候補者の次順位となった業者には、プロポーザル審査結果通知書（第9号様式）により通知するものとする。

4 審査結果は、流山市上下水道局ホームページで、次のとおり公表する。なお、受託候補者以外の事業者は公表しない。

（1）受託候補者名

（2）審査における得点

（3）見積金額（総額のみ）

6 提案事業者は、当審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

7 審査結果及び審査内容についての問合せについては、一切対応を行わない。

（失格条件）

第21条 プロポーザル参加者及び受託候補者と決定した事業者は、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの応募又は受託候補者の決定を取り消すこととする。

（1）第6条第1項1号に該当する場合

（2）提案書作成等に係る不正行為が認められた場合

（3）プレゼンテーション審査に欠席した場合

（4）提案見積額が委託金額の上限を超えた場合

（5）その他、審査委員会において不適切と認めた場合

（契約の締結）

第22条 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者と企画提案書、水準書により協議を行い、協議が整った場合について、提案見積金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約には、協議内容を書面にしたものを添付するものとする。

2 契約保証金は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、受託者が保険会社等との間に委託者を被保険者とする履行保証保険を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（企画提案書の瑕疵）

第23条 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者との協議において、提出された企画提案書に瑕疵があることが判明した場

合は、必要に応じて、個別にヒアリングを行うことができるものとする。

- 2 流山市上下水道事業管理者は、プロポーザル参加者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、受託候補者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

（次順位者の繰上げ）

第24条 流山市上下水道事業管理者は、受託候補者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となったプロポーザル参加者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

（事務局）

第25条 プロポーザル入札参加者との連絡調整に係る事務局は、流山市上下水道局経營業務課に置く。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年7月2日から施行する。

（要領の廃止）

- 2 この要領は、受託者が流山市上下水道料金徴収等業務を開始した時点で廃止する。